（文化芸術基本法の一部改正）

第五条　文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第一項中「文化に関する事務（文化財の保護に関する事務を除く。）」を「同項第二号に掲げる事務」に改める。

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部改正）

第六条　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第百二十五条第六項中「教育委員会」の下に「（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた都道府県にあっては、当該都道府県の知事。次項において同じ。）」を加え、「同法」を「文化財保護法」に改める。

（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の一部改正）

第七条　地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第五条第六項中「第百九十条第一項」の下に「若しくは第二項」を、「教育委員会」の下に「若しくは当該市町村」を加える。

第十二条第二項に次のただし書を加える。

ただし、当該市町村が文化財保護法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体（以下単に「特定地方公共団体」という。）であるときは、当該市町村の教育委員会の意見を聴くことを要しない。

第十三条第四項及び第十五条第四項に次のただし書を加える。

ただし、当該市町村が特定地方公共団体であるときは、この限りでない。

第十七条第二項に次のただし書を加える。

ただし、当該市町村が特定地方公共団体であるときは、当該市町村の教育委員会の意見を聴くことを要しない。

第二十四条第一項中「教育委員会」の下に「（当該認定町村が特定地方公共団体である場合にあっては、当該認定町村の長。次項から第四項までにおいて同じ。）」を加え、同条第五項中「教育委員会」の下に「（当該認定市町村が特定地方公共団体である場合にあっては、当該認定市町村の長）」を加え、同条第六項に次のただし書を加える。

ただし、当該認定市町村が特定地方公共団体であるときは、この限りでない。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　林　芳正
国土交通大臣　石井　啓一
防衛大臣　小野寺五典

土地改良法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年六月八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

法律第四十三号

土地改良法の一部を改正する法律

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条」を「第十五条の五」に、「第五十七条の八」を「第五十七条の九」に改める。

第三条第一項第二号及び第四号中「政令の」を「政令で」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項第二号に規定する農用地につき所有権以外の権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者で土地改良事業に参加する資格を有しないものが、政令で定めるところにより、当該農用地の所有者の同意を得て農業委員会に対しその資格を交替すべき旨を申し出たときは、その資格が交替するものとする。同項第四号に規定する土地の所有者で土地改良事業に参加する資格を有しないものが、政令で定めるところにより、当該土地につき所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者の同意を得て農業委員会に対しその資格を交替すべき旨を申し出たときも、同様とする。

第三条第三項及び第四項中「政令の」を「政令で」に改める。

第二章第一節第一款に次の四条を加える。

（准組合員等たる資格）

第十五条の二　土地改良区は、定款で定めるところにより、当該土地改良区の地区内にある土地の所有者又は当該土地につき所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者であつて、第三条に規定する資格を有しないものを准組合員たる資格を有する者とすることができる。

2　土地改良施設の管理（委託を受けて行う管理を含む。）を行う土地改良区にあつては、定款で定めるところにより、当該土地改良区の地区の周辺の地域内に住所を有する者が主たる構成員となつている団体であつて土地改良施設の管理に関連する活動を行うものを施設管理准組合員たる資格を有する者とすることができる。

（加入）

第十五条の三　准組合員又は施設管理准組合員（以下「准組合員等」という。）たる資格を有する者が土地改良区に加入しようとするときは、土地改良区は、正当な理由がないのにその加入を拒んではならない。

（脱退）

第十五条の四　准組合員等は、六十日前までに予告して脱退することができる。

2　准組合員等は、次に掲げる事由によつて脱退する。

一　准組合員等たる資格の喪失

二　死亡又は解散

三　除名

3　除名は、次のいずれかに該当する准組合員等につき、総会の議決によつてこれをすることができる。この場合において、土地改良区は、その総会の会日から十日前までに当該准組合員等に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

一　経費の支払又は土地改良施設の管理への協力その他土地改良区に対する義務を怠つた准組合員等

二　その他定款で定める行為をした准組合員等

4　前項の除名は、除名した准組合員等にその旨を通知しなければ、これをもつて当該准組合員等に対抗することができない。

（土地改良事業への参加の促進）

第十五条の五　土地改良区は、その地区内にある農用地につき耕作又は養畜の業務を営む者の土地改良事業への参加の促進を図るため、土地改良施設の管理その他の土地改良事業に関する情報の提供に努めるものとする。

2　国及び地方公共団体は、前項の情報の提供が円滑に実施されるよう、土地改良区に対し、必要な指導、助言その他の援助を行うように努めるものとする。

第十六条第一項中「左に」を「次に」に改め、同条第二項中「事業年度」を「土地改良区の事業年度」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　土地改良区の定款には、前項各号に掲げる事項のほか、准組合員等たる資格を定めたときは、准組合員等の加入及び脱退に関する事項を記載しなければならない。

第十七条中「左に」を「次に」に改め、同条第四号中「組合員」の下に「又は准組合員等（以下「組合員等」という。）」を加える。